

長期安定適格太陽光発電事業者について 【御報告事項】

2024年11月28日
資源エネルギー庁

「長期安定適格太陽光発電事業者」について

- 再エネの長期安定電源化に向けて、適切な再投資等を行いながら、次世代にわたって自立的な形で、太陽光発電を社会に定着させる役割を担うことのできる責任ある太陽光発電事業者について、「長期安定適格太陽光発電事業者」として、経済産業省が認定することとした。
 - 「長期安定適格太陽光発電事業者」は、多極分散構造にある太陽光発電を集約し、集約した事業を効率的に運用していくことが期待されている。この点を踏まえ、地域との共生や国民負担の抑制は大前提としつつも、事業集約や集約した事業の効率的な運用を促進するための施策を講じることとした。
- (※) 「長期安定適格太陽光発電事業者」の認定要件や支援策については、制度の活用状況、事業集約の進展状況等を踏まえ、制度開始後においても、必要に応じて見直しを検討する。
- 前回会合（2024年10月22日）において委員から御指摘を頂いた論点について、御指摘に対する考え方を整理して御報告させていただきたい。

「長期安定適格太陽光発電事業者（適格事業者）」の概要

【適格事業者の認定要件（案）】

- ① 地域の信頼を得られる責任ある主体であること
- ② 長期安定的な事業の実施が見込まれること
- ③ FIT/FIP制度によらない事業実施が可能であること

【適格事業者への施策（案）】

- ① FIT/FIP変更認定時の説明会等の取扱い
- ② 電気主任技術者に係る統括制度の利用拡大
- ③ パネル増設時における廃棄等費用の積立時期の取扱い
- ④ 事業売却希望者情報の先行公開

※ 再投資・事業集約化へのファイナンスや保険付保を円滑化するため、本制度の有効な活用策等について、引き続き、金融機関・保険事業者等の関係プレイヤーと対話を進めていく。

※ 適格事業者においては、子会社等を通じた出資・保有などの形態による事業実施も想定される。
このため、企業グループの親会社等に適格事業者の認定を付与する際に、①一部の要件については、その子会社等も含めて要件適合性の判定を行った上で、②子会社等も適格事業者への支援策を受けられるようにする。企業グループの判断は、再エネ特措法の「密接関係者」の定義によることとする。

委員等からの主な意見とそれに対する考え方（要件①関係）

- ✓ 関係法令の遵守等について、FIT/FIP認定の取消実績を欠格事由とすることは当然であり、**交付金の一時停止措置等の実績も欠格事由とすべき**。事業規律の確保の観点からも、厳格な認定要件とすべき。
- ✓ ガバナンス体制等の**要件が不十分**ではないか。
 - 自治体の出資を受けているとしても、**自治体自身は事業の運営に積極的に関与していない事例もある**ことから、追加的な要件の設定が必要ではないか。
 - 上場企業であっても、規模やガバナンス体制は様々であり、**必ずしも上場審査の通過をもってガバナンスが継続されていることの保証とはならない**のではないか。再エネ発電事業に関する第三者委員会などの体制構築を求めるなど、追加的な要件の設定を検討すべきではないか。上場企業であることを要件とすることが適切か。

【御指摘に対する考え方】

- ガバナンス体制等について、前回会合の事務局案としては、厳格なガバナンス体制等を客観的に確認するための例として、自治体の出資を受けていることや、上場企業であることを示したところ。**自治体の出資を受けている場合は、自治体による議決権行使や役員派遣等による経営への関与を通じて、上場企業である場合は、上場審査や各種の開示義務等**を通じて、それぞれ**典型的に一定のガバナンス体制等の確保が見込まれる**。
- 他方、御指摘のとおり、各事業者の運営方針や企業文化等に応じて様々な形態があることから、典型的には、自治体の出資を受けている場合や、上場企業である場合でも、**地域の信頼を得られる主体であるかどうか、更に厳格に要件の確認をする必要が生じ得る**。
- そこで、前回会合の事務局案から、**御指摘を踏まえて関係法令の遵守等に係る要件を更に厳格化**することで、**全体として、地域の信頼を得られる責任ある主体が適格事業者となることを担保していく**こととしてはどうか。
- 具体的には、御指摘を踏まえ、前回会合の事務局案としてお示した「過去2年以内にFIT/FIP認定の取消実績がある場合」に加え、**関係法令違反等を理由として、①FIT/FIP交付金の一時停止措置を現に受けている場合、②FIT/FIP制度に基づく改善命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る改善措置を完了していない場合**についても、**適格事業者の認定を受けられない**こととしてはどうか。

委員等からの主な意見とそれに対する考え方（要件②関係）

- ✓ 適格事業者は、事業採算性を踏まえつつも、**一定の低圧案件の集約**を行うことで、優良な事業者として社会的責任を果たすべき。
一定の低圧案件の集約を行うことも要件としてはどうか。

【御指摘に対する考え方】

- 御指摘のとおり、太陽光発電事業の長期安定電源化を図る上では、**多極分散している低圧事業の集約をいかに進めていくかが重要な課題**となる。このため、**再エネ主力電源化アクションプラン**（資料２）においても、低圧事業の集約を促進していくことも念頭に置き、**デューデリジェンスの効率化等**を図るため、
 - **設備の現所有者**において、**既設設備の定期点検（例：３年毎）**を行い、その結果をFIT/FIP制度に基づく**定期報告により政府に報告**すること
 - **事業者団体**において、**「太陽光発電事業の評価ガイド」の具体化・精緻化**を図るとともに、**評価人材の育成・確保**を進めること
 - **事業評価者**において、**民間金融機関/保険業者等からのフィードバック等を踏まえて提供するサービスの高度化**を図っていくことなどを取りまとめているところである。
 - その上で、御指摘のように低圧事業の集約を促進する観点から、前回会合の事務局案では、**適格事業者における定量的な目標のコミットメント等について、低圧・高圧・特別高圧の規模別に行うことを求めること**としていたが、前回会合における委員の御指摘や制度趣旨を踏まえ、**少なくとも低圧事業の集約に係るコミットメントが示されることを必須要件**としてはどうか。
- （※）ただし、各適格事業者の直面する経営環境やその経営戦略は多種多様である中で、**事業集約に関する取組の柔軟性を確保する観点から、低圧案件の集約の量や時期について定量的な要件を設定することは、現時点では慎重な検討が必要**と考えている。

委員等からの主な意見とそれに対する考え方（要件③関係）

- ✓ 50,000kWの実績要件に関して、**相対的に事業規模が小さくても、地域の社会的課題への対応が期待されるケースもある**のではないかと。地域や自治体が主体となった事業者の取組が阻害されないようにすべき。
- ✓ 50,000kWの実績要件に関して、**スタートアップ等の新興企業**の中から先行的な取組が生まれる可能性もある。例えば、実績が十分に無くても、**今後の事業集約の計画**に基づき適格事業者として認定することがあり得るか。

【御指摘に対する考え方】

- 前回会合の事務局案では、**将来的にFIT/FIP制度による支援措置が終了した後も、自立的に事業実施が可能であることを客観的に確認し、また、多極分散構造にある太陽光発電を集約していく観点も踏まえ、競争的な環境の下で実施されている太陽光発電事業の50,000kW以上の実績を適格事業者の要件とする案**をお示した。
- 御指摘のとおり、地域のプレーヤーやスタートアップ等が、地域に根差した形で事業集約を進めることは重要であり、こうしたプレーヤーの事業集約を促進する観点からも、前述のとおり、**再エネ主力電源化アクションプラン**（資料2）において、**デューデリジェンスの効率化等を図るための関係者の行動指針を取りまとめている**ところである。
- また、地域に根差した形で再エネ導入については、関係省庁において、**脱炭素先行地域・重点加速化事業への地域脱炭素推進交付金**等の枠組みを通じて、**地域共生型・地域裨益型再エネの推進に向けた支援**が行われているところである（詳細：p.10, 11参照）。
- 他方、適格事業者制度については、①**多極分散構造にある太陽光発電を集約していく**という制度趣旨や、②適格事業者にはFIT/FIP変更認定時の説明会等について、ポスティング等による事前周知を認める対象とするなどの措置を講じることを踏まえて、**厳格な要件設定をする必要がある**ことに鑑み、**まずは、一定の実績要件を設定する形で、制度を開始すること**としたい。
- その上で、適格事業者制度については、**制度の活用状況、事業集約の進展状況等を踏まえ、制度開始後においても、必要に応じてフォローアップ・見直しを検討していくこととし、地域のプレーヤーやスタートアップ等において大規模な事業集約を実施していくニーズを見極めた上で、必要に応じて対応を講じていくこと**としたい。

（※）なお、地域との共生の観点からは、自治体が関与する形で事業集約を進めることも、長期安定電源化を進める上での一つのモデルになり得る。この点を踏まえ、事業売却希望者情報の先行公開（施策④）については、適格事業者のみならず情報提供を希望する自治体に対しても、事業売却希望者情報の先行公開を行うこととしたい。

認定要件①：地域の信頼を得られる責任ある主体であること

＜関係法令の遵守等＞

- 再エネ発電事業の実施に当たっては、**地域との共生が大前提**である。このため、**関係法令の遵守を要件**とし、再エネ発電事業（非FIT/非FIPの事業を含む。）の実施に当たっての関係法令違反は、**適格事業者の認定取消しの対象**とすることとしてはどうか。また、**①過去2年以内にFIT/FIP認定の取消実績がある場合、②FIT/FIP交付金の一時停止措置を現に受けている場合、③FIT/FIP制度に基づく改善命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る改善措置を完了していない場合**等は、**適格事業者の認定を受けられない**こととしてはどうか。

＜ガバナンス体制等＞

- これまでの地域共生に関する取組として、安全面・景観面等の地域の懸念に対応し、事業規律を強化するため、2024年4月に再エネ特措法を改正し、**FIT/FIP認定時の説明会等の実施の認定要件化**などを措置してきた。この中で、**事業譲渡等に伴う再エネ発電事業者の変更等**については、地域住民とのトラブルに発展するケースもあるなど、新規で事業を開始する場合と同様に地域住民とのコミュニケーションを図る必要性が特に高いことから、**FIT/FIP変更認定の要件として、説明会等の実施を求める**こととしている。
- 今般要件設定を行う適格事業者については、**FIT/FIP変更認定時の説明会等について、ポスティング等による事前周知を認める対象とする**（後掲p.25参照）点を踏まえ、**適正な事業規律が確保され、地域から信頼を得るに足るプレーヤーであることを要件**としてはどうか。このため、適格事業者には、**社外の第三者等による企業経営の監視体制や、法令遵守等を担保するための内部管理体制の整備**などの**厳格なガバナンス体制等を求める**こととしてはどうか。この点を客観的に確認するため、例えば、**自治体から一定の関与を受けていること**（例：自治体の出資を受けていること）や、**上場企業であること**（上場審査において厳格な確認がなされている）を求めているかどうか。

（※）引き続き、適格事業者以外の事業者においては、地域との共生の観点から、事業譲渡等に伴い再エネ発電事業者を変更等する際に、説明会の開催が必要となることに変わりはないが、そうした手続を踏んだ上で、事業集約等の長期安定電源化に向けた取組を実施することが期待される。

＜適格事業者によるコミットメント＞

- 地域の信頼を担保するためには、上記の観点に加え、**地域との共生や保安の確保の姿勢のコミットメント**が重要であることから、**地域との共生や保安の確保に関する取組方針**について、**自社HPでの記載を求める**こととしてはどうか。

認定要件②：長期安定的な事業の実施が見込まれること

- 適格事業者は、次世代にわたって太陽光発電を社会に定着させる役割を担うものであり、認定要件として、長期安定的な事業実施の見込みを確認することが必要となる。
- このため、適格事業者には、一定規模以上の太陽光発電事業を集約し、集約した事業を含めて、長期間にわたって事業を継続することを求めることとしてはどうか。その際、各適格事業者の直面する経営環境やその経営戦略は多種多様であることから、①事業継続を求める期間、②集約する太陽光発電事業の容量（※）について、一律の定量要件は設定しないこととしてはどうか。
- その上で、適格事業者に対しては、①②について、中期経営計画等において定量的な目標へのコミットメントを行い、当該目標とその進捗状況に対する評価を毎年度自社HPで公表・フォローアップすることを求めることとしてはどうか。

(※) ②については、多極分散型構造の要因となっている低圧設備の集約を促進する観点から、低圧・高圧・特別高圧の規模別での容量とすることとしてはどうか。**その際、少なくとも低圧事業の集約に係るコミットメントが示されることを必須要件としてはどうか。**

認定要件③：FIT/FIP制度によらない事業実施が可能であること

- FIT/FIP制度は、電気の需要家による国民負担により、相対的にコストの高い再生可能エネルギーを支援することでその導入を促進し、それによるスケールメリットによりコスト低減を実現し、**将来的には再生可能エネルギーの自立的な導入拡大を目指すもの**である。
- 適格事業者には、次世代にわたって自立的な形で太陽光発電を社会に定着させる役割が求められるが、上記のFIT/FIP制度の制度趣旨を踏まえれば、適格事業者の要件として、**将来的にFIT/FIP制度による支援措置が終了した後も、自立的に事業実施が可能であることを確認することが必要となる。**
- この点を客観的に確認するため、また、多極分散構造にある太陽光発電を集約していく観点も踏まえ、**競争的な環境の下で実施されている太陽光発電事業（※1）の一定規模以上の実績を適格事業者の要件とすることとしてはどうか。**

（※1）非FIT/非FIPの事業や、事業者間の競争によるコストダウンを目的とした入札制の導入等の改正再エネ特措法が施行された2017年度以降のFIT/FIP認定事業。いずれも運転開始済のものに限る。

- 「一定規模以上」の具体的な閾値は、次の点を踏まえ、**「50,000kW以上」**としてはどうか（※2）。
 - **将来的に数十者の適格事業者を認定していくことを想定**していること。
 - FIT/FIP認定を複数受けた太陽光発電事業者について、機械的に名寄せを行い、事業実施の実績が多い順に並べると、**上位50者目の認定容量が概ね50,000kW程度**となること。

（※2）特に要件とする規模は、制度の活用状況、事業集約の進展状況等を踏まえ、制度開始後においても、必要に応じて見直しを検討する。

「長期安定適格太陽光発電事業者」の認定要件（まとめ）

- 以上を踏まえると、適格事業者の認定要件は、次の全ての事項を満たすことと整理される。

① 地域の信頼を得られる責任ある主体であること

a. 関係法令を遵守すること

- イ. 再エネ発電事業（非FIT/非FIPを含む。）の実施に当たって、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること
- ロ. 過去2年以内にFIT/FIP認定取消の実績がないこと
- ハ. FIT/FIP交付金の一時停止措置を現に受けていないこと
- ニ. FIT/FIP制度に基づく改善命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る改善措置を完了していない状況にないこと 等

b. 厳格なガバナンス体制等

c. 地域との共生や保安の確保に関する取組方針について、自社HPに記載すること

② 長期安定的な事業の実施が見込まれること

a. 一定規模以上の太陽光発電事業を集約し、集約した事業を含めて、長期間にわたって事業を継続すること

b. 事業継続期間、集約する太陽光発電事業の容量について、中期経営計画等において定量的な目標へのコミットメント（※）を行い、当該目標とその進捗状況に対する評価を毎年度自社HPで公表・フォローアップすること

（※）低圧・高圧・特別高圧の規模別での容量とし、その際、少なくとも低圧事業の集約に係るコミットメントが示されることを必須要件とする。

③ FIT/FIP制度によらない事業実施が可能であること

競争的な環境の下で実施されている太陽光発電事業の50,000kW以上の実績

(参考) 地域脱炭素の促進における具体的な取組事例

第68回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2024年9月11日) 環境省説明資料より抜粋



脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を契機とした地域における
脱炭素の基盤構築（波及効果）

○令和4年度よりスタートした脱炭素先行地域、重点対策加速化事業では、**地域脱炭素の基盤構築（先行地域等の範囲を超えて活動をし得る地域金融機関・地域の中核企業・都道府県等を巻き込んだ取組）**を重視。

<地域における脱炭素の基盤構築（波及効果）の主な例（脱炭素先行地域、重点対策加速化事業）>

都道府県牽引型	熊本県が、先行地域を契機に県主導の地域エネルギー会社を設立し、太陽光・バイオマス発電設備等を導入して阿蘇くまもと空港と隣接する産業集積拠点に再エネを供給。当該拠点に RE100を目指す企業等の誘致に加え、県全域における中小企業等への再エネ供給を目指す	都道府県牽引型（垂直連携）	岐阜県、三重県、香川県、長崎県などが、県内市町村の家庭や事業所向け太陽光発電設備導入に係るノウハウが乏しいことを踏まえ、市町村経由の補助制度を重点対策加速化事業を活用して創設。仕様の作成等を支援することで、再エネ設備導入ノウハウの市町村への展開を図る
地域間連携型	連携中枢都市の 北九州市 が、 圏域17市町 への再エネ導入の計画づくりを地域エネルギー会社と連携して実施するとともに、採算性の悪い施設も含められる等のPPAの実施方法を工夫し、圏域の各市町における導入を加速化する ソーラーシェアリングの実績が豊富な匝瑳市 が、ソーラーシェアリングに取り組む 自治体（関川村、米原市、あさぎり町、江戸川区）と協定を締結 、ノウハウの共有や太陽光パネルの共同調達による調達コスト低減等に取り組む	地域間連携型	熊本市 が中心となって、 熊本連携中枢都市圏（8市10町2村） に対する太陽光発電設備・蓄電池の導入を行うとともに、圏域においてPPA方式での太陽光発電設備導入のノウハウを共有し、事業の効率化や水平展開を図る
地域エネルギー会社連携型	湖南市 の地域新電力（ こなんウルトラパワー(株) ）が、湖南市の先行地域づくり事業において、 PPA方式 で太陽光設置を行うとともに、余剰電力の買い取り及び利益の地域還元を実施し、 当該モデルを周辺自治体に展開	地域エネルギー会社連携型	半田市 の重点を契機に、地元中核企業や地域金融機関が出資する地域エネルギー会社（ 半田・知多地域エネルギー(株) ）が設立され、公共施設・事業者への太陽光発電設備・蓄電池導入を実施するとともに、利益を半田市との協定に基づき地域還元
地域金融機関連携型	湖南市 の共同提案者である 滋賀銀行 が、先行地域を契機に、太陽光発電を取り付ける住宅の新築・増改築を対象として 適用金利や保証料を引き下げる住宅ローン を令和5年度に創設し、 先行地域外においても提供を開始	地域金融機関連携型	浜松市、静岡銀行、浜松いわた信用金庫、遠州信用金庫 等からなる「 浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム 」を通じて、中小企業の脱炭素経営の実現に向けた伴走支援を実施し、金融機関が伴走支援のノウハウを蓄積し、他地域へ展開
中核企業連携型	ヤンマーホールディングス(株) が、 米原市 と共同で先行地域において実施する耕作放棄地でのソーラーシェアリングについて、 他県の農業者を呼び込み 、ソーラーシェアリングのノウハウを他地域へ展開	中核企業連携型	(株)九南、米良電機産業(株) を中心とした「 三股町脱炭素きゅうなん隊 」が、民間提案制度を活用し、 三股町の公共施設への太陽光導入及びマイクログリッド構築 を行うとともに、 ノウハウを周囲の定住自立圏域市町に展開
地元事業者育成型	石狩市 が、先行地域に選定されたことを契機として、石狩及び空知の森林組合や木材流通業者、重機メーカーなどで構成する協議会を通じ、バイオマス発電への 林地残材の供給のためサプライチェーンを構築	地元事業者育成型	山形県、新潟県、鳥取県 などが、国の基準を上回る独自の住宅断熱性能基準を設定するとともに、地元工務店の活用や技術向上研修の実施を通じて、 地元事業者を育成しながら事業を実施



地域脱炭素推進交付金

■ 地域脱炭素ロードマップ、地球温暖化対策計画等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援。

令和4年度予算	20,000百万円	令和4年度第2次補正予算	5,000百万円	
令和5年度予算	32,000百万円	令和5年度GX予算	3,000百万円	令和5年度補正予算 13,500百万円
令和6年度予算	36,520百万円	令和6年度GX予算	6,000百万円	
令和7年度要求	66,221百万円	令和7年度GX要求	10,000百万円	

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金			特定地域脱炭素移行加速化交付金
脱炭素先行地域づくり事業			民間裨益型自営線 マイクログリッド等事業
交付対象	脱炭素先行地域づくりに取り組む地方公共団体 (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)		脱炭素先行地域に選定されている地方公共団体
交付率	原則 2 / 3 ※1		原則 2 / 3 ※1
上限額	50億円 / 計画 ※2		50億円 / 計画 ※2
支援内容	再エネ設備 ・地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ等設備の導入 再エネ発電設備 (太陽光、風力、バイオマス等)、再エネ熱・未利用熱利用設備等 基盤インフラ設備 ・地域再エネ等の利用の最大化のための基盤インフラ設備の導入 蓄エネ設備、自営線、再エネ由来水素関連設備、エネマネシステム等 省CO2等設備 ・地域再エネ等の利用の最大化のための省CO2等設備の導入 ZEB・ZEH、断熱改修、ゼロカーボンドライブ、その他各種省CO2設備等 効果促進事業 ・上記設備導入と一体となって、効果を一層高めるソフト事業 等		①～⑤の重点対策の組み合わせ等 ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用した、再エネ設備の設置事業) ③業務ビル等の徹底省エネ・ZEB化誘導 ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (ZEB、ZEH、既存住宅断熱改修事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援
備考	・FIT、FIP制度の適用を受ける場合や売電を主たる目的とする場合は対象外 ・改正地球温暖化対策推進法を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、地方公共団体実行計画の策定又は改定が事業計画初年度中までになされていることが必須 ※1 風力・水力発電設備や基盤インフラ等の一部は、財政力指数等により交付率 3 / 4 ※2 特定地域脱炭素移行加速化交付金を活用する場合の両交付金合計の上限額： 50億円 + （特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付額の 1 / 2（上限10億円））		

